

心のバリアフリー 障がい者理解学習 リーフレット

「心のバリアフリー」とは、「様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」です。

学校教育の中では・・・

- 障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うこと
- 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、及び地域社会の人たちが、触れ合い、ともに活動することが「心のバリアフリー」を育みます。

いっしょにスポーツやゲームをして楽しかったし、なかよくなれてよかったです。

声をかけ合ってとても楽しかったです。チームの仲間と仲良くなれてよかったです。



障がいがある人を見る目が変わりました。不自由だからできないではなくて、こうしたら一緒に楽しめるのではと考えることが大切だと思いました。

ちょっと緊張したけれど、友達に会えてうれしかったです。

このガイドは、小・中学校が、「心のバリアフリー 障がい者理解学習」に積極的に取り組むことができるように作成しました。



平成30年3月
大仙市教育委員会



「心のバリアフリー 障がい者理解学習」を始めてみましょう

子どもたちと先生たちの障がい理解・障がい者理解はユニバーサルデザインの授業づくりの土台になります。

障がい者スポーツで

○体育、総合的な学習の時間、学級活動、PTALレクリエーションなどの場面で

・障がい者スポーツ（ゴールボール、フライングディスク、風船バレー、ペットボトルボウリング等）を体験したり、障がい者スポーツパラリンピックについて調べたりします。

◇障がい者スポーツ用品のレンタルは

・秋田県障害者スポーツ協会
TEL 018-864-2750

◇車椅子バスケットの体験学習の申込依頼は

・秋田県車椅子バスケットボールクラブ
代表 五十嵐憲男 さん
TEL 018-893-2350



【車椅子バスケットボール体験学習】

障がい者理解啓発プログラムで

○生活、社会、技術・家庭、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、保護者会などの場面で

・障がい者理解啓発プログラムや絵本などを使って、障がい理解や障がい者理解をすすめます。
・視覚障がい授業、難聴理解授業等、各特別支援学校の出前授業を利用して、障がい理解や障がい者理解をすすめます。

◇障がい者理解啓発プログラムは

・「心のバリアフリー 障がい者理解啓発プログラム」
（「教育委員会共有フォルダ」内「SENフォルダ」）

◇各特別支援学校・通級担当・市教委等への出前授業の申込依頼は

・大仙市教育委員会特別支援教育担当まで
TEL0187-63-1111（内線336）



【心のバリアフリー 障がい者理解啓発プログラム】

障がい者アートで

○図工、美術などの場面で

・障がい者アートは「アール・ブリュット（生のままの芸術）」とも呼ばれています。障がい者のアート作品を鑑賞します。

◇アート作品の学校展示の依頼については

・NPO法人「アートリンクうちのあかり」
<http://www.facebook.com/utinoakari/>
代表 安藤郁子 先生（秋田公立美術大学）

・☆akiponワールド☆
小野崎静さんTEL0187-62-4057



【「幸せな花」小野崎晶】

ユニバーサルデザインの授業 特別な教育的支援で

○各教科・領域で

・支援の必要な児童生徒へ特別な教育的支援・配慮を行う際に、その理由とその効果を周りの児童生徒にも話します。

【国語の例】

声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱えている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。（平成29年告示 小学校学習指導要領解説 国語編から）

◇特別な教育的支援・配慮の具体例は

・「学習指導要領に見る障害による特別な教育的支援・配慮」の具体例（「教育委員会共有フォルダ」内「SENフォルダ」）



【タブレットを使った学習】



交流及び共同学習で

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習は、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。

1 居住地校における交流及び共同学習 （特別支援学校の子どもたちと居住する地域の小・中学校の子どもたち）

◆学習内容の例

○直接的な活動

- ①学校・学級行事（運動会、学習発表会、音楽鑑賞会、学級お楽しみ会、1/2成人式 など）
- ②日常生活（清掃、給食、休み時間 など）
- ③教科等（音楽、図工、体育、生活科、総合的な学習の時間、学級活動 など）
- ④特別支援学級との交流

○間接的な活動

- ・事前学習
- ・手紙や感想文の交換
- ・スカイプやビデオレター
- ・学校便りや学級便りの交換 など



2 小・中学校における交流及び共同学習 （小・中学校の通常学級の子どもたちと特別支援学級の子どもたち）

◆学習内容の例

・特別支援学級の子どもたちの実態に応じた配慮をしながら、日常の学校生活の様々な場面で行います。
※通常の学級に通う子どもたちが、特別支援学級の学習に参加する形態もあります。



【特別支援学校との交流及び共同学習】

3 学校間における交流及び共同学習 （小・中学校と特別支援学校）

◆学習内容の例

○直接的な活動

- ・学級行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動
- ・総合的な学習の時間や一部の教科

○間接的な活動

- ・作品や手紙、感想文の交換
- ・スカイプやインターネットによるやりとり など

◇交流及び共同学習についてのお問い合わせは

- 〈秋田県立大曲支援学校・地域支援部〉
TEL0187-68-4123
- 〈秋田県立視覚支援学校・地域支援部〉
TEL018-889-8571
- 〈秋田県立聴覚支援学校・地域支援部〉
TEL018-889-8572
- 〈秋田県立きらり支援学校・地域支援部〉
TEL018-889-8573



4 地域の人々との交流及び共同学習 （地域の人々と通常学級や特別支援学級の子どもたち）

◆学習内容の例

- ・地域の障がい者の方にお話を伺う
- ・文化祭等の学校行事に地域の人たちを招待
- ・地域の行事やボランティア活動への参加
- ・地域の福祉施設との交流 など

◇バリアフリー体験授業

「菜の花タイム」の申込は
・大仙市社会福祉協議会
TEL0187-63-0277



【パラリンピアンによる講演会】



【バリアフリー体験授業】

「心のバリアフリー 障がい者理解学習」の感想等

小・中学校の保護者の声

○支援学校の子もたちと交流では、一緒に遊んだり、歌ったり、おどったりする機会があり、とてもいいことだと思います。このような交流を通してどんな人にも思いやりのある優しい人になってほしいです。

小・中学校の教職員の声

○「障がいがあること＝不幸」ではないということを感じてつかんだと思います。障がいがあってもなくても人間らしく生きるすばらしさに触れることができました。

特別支援学校の教職員の声

○支援学校の子もたちもいろいろできることがあるということを知ってもらい、認めてもらえることがうれしかったです。回数を重ねることで、子どもたち同士が自然にかかわる姿が見られました。

特別支援学校の保護者の声

○最初は抵抗ありましたが、実際行ってみると温かく迎え入れてくれました。学校外で会った時にも名前を呼んでくれて、参加して良かったと思いました。お互いに優しい心（思いやり）が育っていくのではないかと思い、嬉しかったです。

大仙市立内小友小学校、大仙市立大川西根小学校、大仙市立大曲西中学校と秋田県立大曲支援学校の取組・アンケートから

「心のバリアフリー 障がい者理解学習」を進めるにあたって

「心のバリアフリー」を根付かせるためには、小さい頃からの経験の積み重ねが重要です。特に、小学校段階において、**全ての児童**が継続した交流及び共同学習を経験することで、障がいや障がいのある人への理解、いわゆる障がい者理解の基礎が培われます。

「心のバリアフリー 障がい者理解学習」の配慮事項

1 関係者の共通理解

学習を行うにあたっては、学校、児童生徒等、保護者の関係者が、取組の意義・目的等について十分に理解することが大切です。特に保護者に対しては、丁寧な説明や情報提供を行っていくことが重要です。

2 取組内容の充実のために

(1) 計画的・組織的・継続的な実施

校長先生のリーダーシップのもと、学校全体で計画的・組織的に取り組んでいくことが大切です。また、学習が児童生徒のどのような資質・能力を育成するのかを明確にし、年間を通じた計画的な取組を進めていくことが重要であり、教育課程を編制する際に、各教科等において効果的に交流及び共同学習の機会を設けることが大切です。

(2) 児童生徒が主体的に取り組むために

交流及び共同学習を行う際は、障がい者理解啓発プログラム等で十分な事前学習と事後学習を行うことが大切です。特に事後学習では、児童生徒の意識や態度にどのような変化があったのか、ねらいは達成できたのかなど、交流及び共同学習によってどのような成果が得られたのかを見定めることが大切です。

参考：文部科学省：心のバリアフリー学習推進会議

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afiedfile/2018/02/13/1401341_2.pdf

参考：文部科学省：交流及び共同学習ガイド

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/O10/OO1.htm

大仙市の基本方針

◆障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、ともに助け合い、支え合う市民意識の醸成を図ります。

◆障がい者等があらゆる分野の活動に参加する機会の確保を図ります。

（「第3次大仙市障がい者計画」「第5期大仙市障がい福祉計画・第1期大仙市障がい児福祉計画」平成30年3月大仙市）

お問い合わせ

大仙市教育委員会 教育指導課 0187-63-1111（内線336）